

(社)鶴見法人会
hot Line

2006

7

July



No.479

SCHEDULE

平成18年7月～平成18年9月

日 時			主要行事予定	
日	時	行事名	場 所	
7月	7日(金) 13:30～	初級簿記講習会(開講式)	法人会会議室	
	11日(火) 10:00～	女性部会「パソコン教室」	法人会会議室	
	11日(火) 13:00～	パソコン教室「第2回Excelマスターコース講座」	法人会会議室	
	11日(火) 18:00～	総務財政委員会	法人会会議室	
	13日(木) 10:00～	女性部会「パソコン教室」	法人会会議室	
	13日(木) 13:00～	パソコン教室「第2回Excelマスターコース講座」	法人会会議室	
	13日(木) 18:30～	青年部会役員会	法人会会議室	
	18日(火) 10:00～	女性部会「パソコン教室」	法人会会議室	
	18日(火) 13:00～	パソコン教室「第2回Excelマスターコース講座」	法人会会議室	
	20日(木) 10:00～	女性部会「パソコン教室」	法人会会議室	
	20日(木) 13:00～	パソコン教室「第2回Excelマスターコース講座」	法人会会議室	
	21日(金) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室	
	21日(金) 18:30～	青年部会7月交流拡大例会	屋形船 長八	
	22日(土) 7:15～	釣り大会	釣り船 居屋	
	24日(月) 7:30～	ファミリー研修会	東京ディズニーランド	
	24日(月) 18:00～	事業委員会	法人会会議室	
	25日(火) 10:30～	理事会	法人会会議室	
	26日(水) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室	
	29日(土)	県法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」	丹沢山ヤビツ峠	
8月	3日(木) 18:00～	鶴見中央支部会員懇談会	ホテルパークレーン横浜鶴見	
	20日(日)	鶴見川いかだフェスティバル(雨天の場合27日)	佃野公園	
	22日(火) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室	
9月	7日(木) 18:00～	第2回社長さんのための経営講座	鶴見会館	
	12日(火) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室	
	13日(水) 15:00～	第24回源泉所得税研修会(第三講)	法人会会議室	
	14日(木) 13:00～	第3回パソコン教室「Wordマスターコース講座」	法人会会議室	
	15日(金) 13:00～	第3回パソコン教室「Wordマスターコース講座」	法人会会議室	
	21日(木) 13:00～	第3回パソコン教室「Wordマスターコース講座」	法人会会議室	
	21日(木) 13:30～	決算法人説明会	法人会会議室	
	22日(金) 13:00～	第3回パソコン教室「Wordマスターコース講座」	法人会会議室	

Profile

近藤商事(株)

- 副田中支部
- 代表取締役 近藤松彦 氏
- 長女 有希さん
- 趣味 旅行



撮影 (有)セントラルスタジオ 撮影場所: 三ツ池公園

INDEX

第36回通常総会開催	1
平成18年度事業計画・感謝状並びに記念品贈呈者名	2-3
平成17年度決算報告書/平成18年度収支予算	4-5
税制改正要望書	6-7
事業レポート	8-9
鶴見ガイドあれこれ「二つ池伝説」	10
署からのお知らせ	11
支部紹介	12
支部会員訪問 やあこんにちわ	13
みなさんからの投稿写真「広報委員会からのお知らせ」	14
新入会員紹介	15
これからの主な催し	16

第36回 通常総会開催

5月23日(火)翠華楼において第36回通常総会が開催され、小林副会長の開会のことばに続き、本田会長のあいさつは、17年度の事業として、事業活動の充実及び支部活動の活性化と会員増強を重点課題として勤め、会員の多様化するニーズに応えるため各種研修及び講習会を実施し税への啓蒙を働きかけた。厚生委員会においては、法人会年間予算の25%を占め、会員に還元される大型補償制度の加入動員を推進に努めた。目標期末会員数2900社を目標にして、組織委員会が中心となっておこなった会員増強が残念ながら未達に終わり、今後も継続して取り組む点などの報告がありました。また、18年度は新会社法の施行、税制改正ならびに公益法人の見直しなどの課題をかかえ、対応として研修会・講演会を多く開催する予定を組み、鶴見税務署・東京税理士会鶴見支部へのご協力・ご

指導をお願いされました。最後に今後も魅力ある法人会を目指す努力を続ける決意を述べられました。

通常総会では本田会長が議長を勤め、平成17年度事業報告、平成17年度収支計算書報告、会計監査報告、平成18年度事業計画案、平成18年度収支予算書案の審議を行い、全て承認されました。

続いて功労者表彰に移り、感謝状及び記念品の贈呈をおこないました。

次にご来賓を代表して、岡本鶴見税務署署長、小堀鶴見区長、杉山東京税理士会鶴見支部長の祝辞を賜りました。

最後に浅賀副会長の閉会のことばをもって終了しました。

第二部の懇親会は、引き続き翠華楼において開催され盛大におこなわれました。



本田会長



岡本鶴見税務署長



小堀鶴見区長



杉山税理士会支部長



平成18年度 事業計画

基本方針

1 組織の拡充強化

健全な納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強運動により組織強化を図るとともに組織の質的向上に努める。

2 租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究を行なうとともに、会員の税制改正要望意見を結集し、上部組織を通じ関係当局に対して強力に税制改正要望を行なう。

3 税務行政への協力

税務当局との相互信頼により税務行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与するとともに、会員総意の要望意見を反映させる。

4 企業経営の健全化

企業経営の健全な発展を期し、企業の合理化、生産性の向上を図るため、経営、経理等に関する知識の普及、納税道義の向上に努める。

重点事項

1 組織基盤の強化

① 法人会の組織基盤を確固たるものとするには、組織の充実が必要であり、役員・支部幹事一同が会員増強運動に取組み、期末2,900社台復活、会員加入率50%達成を目標として推進する。

② 依然として、去り行く会員があとをたたず、会員減少傾向にある。

この実情を踏まえ、魅力ある法人会を構築し、会員相互の連携を密にして、会全体が協力して退会防止に努める。

2 支部活動の活性化

法人会活動の基本は支部活動の活性化にある。このため地域に密着した支部の充実を図るため各支部は、支部幹事会を年2回以上、会員研修会を年1回以上開催するよう努める。

3 事業活動の充実

会員の資質向上を図るため、多様化するニーズ、時代の変化に即応し、より多くの会員の参加が見込まれる研修会、講演会等を開催する。

4 広報活動の充実

広報誌「ホットライン」について、ページ数の見直し、読みやすい内容等、更なる充実を図り、会員に親しまれるものとするよう努める。

5 e-Taxの利用推進

国の電子政府構築計画の一環として国税当局が推進する国税電子申告・納税システム（e-Tax）について、会として、電子政府の推進に協力し実行するため「e-Tax」利用推進を会員企業に積極的な働きかけを行う。

6 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動および会員増強の必要性から、税理士会および青色申告会等の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

7 その他

① 地域社会貢献運動の推進

今年度も、青年部会が主体となり、鶴見区フェスティバル実行委員会に協賛し、夏の「鶴見川いかだフェスティバル」に参加し、会場内にて「わんぱく広場」として各種イベントを催し、会員ならびに一般区民も参加し、親子ふれあいの場を提供するとともに「チャリティーバザー」をおこなう。その収益金を鶴見区社会福祉協議会に寄贈する予定である。

また、同じく秋の鶴見区民フェスティバル「つるみ臨海フェスティバル」に鶴見税務署並び関係民間団体との共催で、税に関する啓蒙活動をおこなう。

また、女性部会においても、11月の鶴見区民文化祭に呼応し「女性部会チャリティーバザー」をおこない、その収益金を鶴見区社会福祉協議会等に寄贈する予定である。

2月には青年部会が主催し昨年度始めて実施した「トレジャーハンティングinつるみ」を今年度も多くの子供たちに名所・旧跡をたずねて「鶴見」という町の魅力を知って貰うという趣旨と税の啓蒙活動として税金に関するクイズ等を通じて税金のことを知りうる機会の場として開催する予定である。

② 11月の「税を考える週間」では、今年度も協賛事業としてJR鶴見駅東・西口での「街頭広報」および「ほうじん劇場」を開催し、会員はもちろん地域の方々にも積極的な参加を呼び掛け、税の啓蒙活動を行なうとともに会員相互の親睦を図る。

感謝状ならびに記念品贈呈者

退任幹事

有限会社中村電熔工業 …中 村 君 子 様
 合資会社尾木原材木店 …籾 木 昇 様
 株式会社かなめや商店 …塚 田 恵 三 様
 有限会社富士商会 ……坂 惣 秀 様
 株式会社笠原商店 ……笠 原 正 之 様
 太平治具株式会社 ……斎 藤 清 作 様

会員増強に伴う個人表彰

6社勸奨

A I U保険会社 ……杉 山 達 夫 様

5社勸奨

株式会社南旺社 ……本 田 佐 重 子 様

4社勸奨

株式会社北原不動産 ……北 原 美 智 子 様
 吉田不動産株式会社 ……吉 田 弘 子 様

3社勸奨

株式会社プロスター ……天 水 国 博 様

2社勸奨

有限会社アラカルト ……三 橋 弘 久 様
 株式会社望月鉄筋工業 …望 月 一 子 様
 大同生命保険株式会社 …宇 佐 美 利 美 様
 大同生命保険株式会社 …金 高 啓 子 様
 大同生命保険株式会社 …北 脇 栄 子 様
 大同生命保険株式会社 …榎 木 紀 子 様
 A I U保険会社 ……大 沼 真 一 様

平成17年度一般会計特別会計収支計算書

日 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異	一般会計	特別会計
1 基本財産運用収入	5,000	3,361	1,639	3,361	0
（基本財産利息収入）	5,000	3,361	1,639	3,361	0
2 会費収入	36,508,000	40,824,490	△ 4,316,490	40,824,490	0
（一般会費収入）	33,000,000	34,714,490	△ 1,714,490	34,714,490	0
（青年組合・女性部会会費収入）	3,508,000	6,110,000	△ 2,602,000	6,110,000	0
3 事業収入	9,400,000	9,434,307	△ 34,307	8,508,909	925,398
（研修会費収入）	6,800,000	6,856,500	△ 56,500	6,856,500	0
（支部事業収入）	1,700,000	1,456,409	243,591	1,456,409	0
（広告収入）	150,000	195,000	△ 46,000	195,000	0
（車賃手数料収入）	750,000	925,398	△ 175,398	0	925,398
4 補助金収入	5,471,000	5,739,500	△ 268,500	5,739,500	0
（全法連補助金収入）	4,271,000	3,971,800	299,200	3,971,800	0
（県法連補助金収入）	1,200,000	1,767,700	△ 567,700	1,767,700	0
5 雑収入	9,866,000	9,952,754	△ 86,754	0	9,952,754
6 雑収入	150,000	220,643	△ 70,643	220,643	0
（受取利息）	100,000	88,197	11,803	88,197	0
（雑収入）	50,000	132,446	△ 82,446	132,446	0
7 繰入金収入	2,724,077	2,040,037	684,040	2,040,037	0
前期繰入金合計(A)	63,924,077	68,215,092	△ 4,291,015	57,336,940	10,878,152
当期繰越収支差額	18,500,855	18,500,855	0	18,500,855	0
収入合計(B)	82,424,932	86,715,947	△ 4,291,015	75,837,795	10,878,152

※繰越収支差額は前年度繰越収支差額を指す。

【支出の部】

科目	予算額	決算額	差異	一般会計	特別会計
1 事業費	32,190,000	31,724,312	465,688	28,980,298	2,744,014
（研修会費）	11,500,000	10,458,748	1,041,254	10,458,748	0
（広告費）	210,000	203,728	6,274	170,315	33,411
（会報発行費）	4,500,000	4,146,114	353,886	4,146,114	0
（会員増進費）	1,400,000	1,375,152	24,848	1,375,152	0
（福利厚生制度運営費）	280,000	286,000	△ 6,000	0	286,000
（支部活動費）	7,000,000	5,227,171	1,772,829	4,369,915	857,256
（青年部・女性部会活動費）	5,920,000	8,455,206	△ 2,535,206	7,068,553	1,386,653
（県法連会費）	330,000	300,000	30,000	300,000	0
（調査研究費）	400,000	402,930	△ 2,930	336,766	66,064
（負担金支出）	200,000	170,400	29,600	170,400	0
（渉外費）	50,000	35,000	15,000	29,250	5,740
（慶弔費）	400,000	663,987	△ 263,987	555,077	108,890
2 会議費	3,900,000	3,235,899	664,102	2,706,213	530,686
（総会費）	2,600,000	2,053,961	546,039	1,717,112	338,849
（役員会費）	500,000	607,487	△ 107,487	507,860	99,627
（委員会費）	680,000	474,450	185,550	396,641	77,809
（その他会議費）	140,000	100,000	40,000	83,600	16,400
3 雑費	28,440,000	27,944,222	495,778	22,380,806	5,563,416
（燃料手当）	18,000,000	15,244,942	2,755,058	12,744,698	2,500,154
（アルバイト給料手当）	0	0	0	0	0
（福利厚生費）	2,200,000	2,243,004	△ 43,004	1,875,152	367,852
（旅費交通費）	200,000	186,430	13,570	155,856	30,574
（通信運搬費）	730,000	761,546	△ 31,546	636,653	124,893
（什器備品費）	150,000	98,440	51,560	82,296	16,144
（リース料）	700,000	623,112	76,888	520,922	102,190
（消耗品費）	200,000	219,403	△ 19,403	183,421	35,982
（修繕費）	40,000	19,130	20,870	15,993	3,137
（印刷製本費）	1,300,000	1,215,585	84,435	1,016,213	199,352
（燃料費）	0	0	0	0	0
（光熱水道料）	400,000	373,246	26,754	312,034	61,212
（賃借料）	4,300,000	4,197,060	102,940	3,508,743	688,317
（租税公課）	1,500,000	1,895,300	△ 395,300	603,900	1,291,400
（支払手数料）	450,000	450,041	△ 41	376,235	73,806
（図書新刊費）	60,000	55,275	4,725	46,210	9,065
（保険料）	10,000	2,640	7,360	2,208	432
（雑費）	200,000	359,188	△ 159,188	300,282	58,906
4 固定資産取得	300,000	170,100	129,900	170,100	0
（什器備品購入支出）	300,000	170,100	129,900	170,100	0
5 特定預金支出	2,000,000	2,067,526	△ 67,526	2,067,526	0
（退職給付引当金支出）	0	67,526	△ 67,526	67,526	0
（青年行事積立預金支出）	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	0
（会費振替積立預金支出）	0	0	0	0	0
6 繰入金支出	2,724,077	2,040,037	684,040	0	2,040,037
7 予備費	12,870,855	0	12,870,855	0	0
当期支出合計(C)	82,424,932	67,182,095	15,242,837	56,303,943	10,878,152
当期収支差額(A)-(C)	△ 18,500,855	1,032,997	△ 19,533,852	1,032,997	0
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	19,533,852	△ 19,533,852	19,533,852	0

平成18年度一般会計特別会計収支予算書

平成18年4月1日
至 平成19年3月31日

〔収入の部〕

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	差 異	一般会計	特別会計
1 基本財産運用収入 (基本財産利息収入)	5,000 5,000	5,000 5,000	0 0	5,000 5,000	0 0
2 会 費 収 入 (一般会費収入) (青年部女性部会費収入)	39,615,000 32,000,000 7,615,000	36,508,000 33,000,000 3,508,000	3,107,000 △1,000,000 4,107,000	39,615,000 32,000,000 7,615,000	0 0 0
3 事 業 収 入 (研修会費収入) (支部事業収入) (広告収入) (事務手数料収入)	9,150,000 6,500,000 1,700,000 150,000 900,000	9,400,000 6,800,000 1,700,000 150,000 750,000	△250,000 △300,000 0 0 50,000	8,350,000 6,500,000 1,700,000 150,000 0	800,000 0 0 0 800,000
4 補助金収入 (金法連補助金収入) (憲法連補助金収入)	5,200,000 4,000,000 1,200,000	5,471,000 4,271,000 1,200,000	△271,000 △271,000 0	5,200,000 4,000,000 1,200,000	0 0 0
5 雑 進 収 入	9,050,000	9,666,000	△616,000	0	9,050,000
6 雑 収 入 (受取利息) (雑収入)	150,000 50,000 100,000	150,000 100,000 50,000	0 △50,000 50,000	150,000 50,000 100,000	0 0 0
7 繰 入 金 収 入	2,040,037	2,724,077	△684,040	2,040,037	0
当期収入合計(A)	85,210,037	83,924,077	1,285,960	55,360,037	9,850,000
前期繰越収支差額	19,533,852	18,500,855	1,032,997	19,533,852	0
収入合計(B)	84,743,889	82,424,932	2,318,957	74,893,889	9,850,000

〔支出の部〕

科目	予算額	前年度予算額	差 異	一般会計	特別会計
1 事 業 費 (研修会費) (広報費) (会報発行費) (会員増進推進費) (福利厚生制度維持費) (支部活動費) (青年部女性部会活動費) (憲法連会費) (調査研究費) (負担金支出) (渉外費) (慶弔費)	38,320,000 12,050,000 210,000 4,550,000 1,450,000 280,000 7,000,000 11,200,000 330,000 500,000 200,000 50,000 500,000	32,190,000 11,500,000 210,000 4,500,000 1,400,000 280,000 7,000,000 5,920,000 330,000 400,000 200,000 50,000 400,000	6,130,000 550,000 0 50,000 50,000 0 5,280,000 0 100,000 0 0 100,000	35,437,000 12,050,000 177,000 4,550,000 1,450,000 0 6,144,000 9,631,000 330,000 431,000 200,000 43,000 431,000	2,883,000 0 33,000 0 0 280,000 1,569,000 0 69,000 0 7,000 69,000
2 会 議 費 (親会費) (役員会費) (委員会費) (その他会議費)	3,910,000 2,600,000 500,000 670,000 140,000	3,900,000 2,600,000 500,000 660,000 140,000	10,000 0 0 10,000 0	3,243,000 2,190,000 431,000 504,000 118,000	667,000 410,000 69,000 166,000 22,000
3 管 理 費 (給料手当) (アルバイト給料手当) (福利厚生費) (旅費交通費) (通信運搬費) (什器備品費) (リース料) (消耗品費) (修繕費) (印刷製本費) (燃料費) (光熱水道料) (賃借料) (租税公課) (支払手数料) (図書新聞費) (保険料) (雑費)	30,090,000 16,000,000 750,000 2,300,000 200,000 930,000 150,000 700,000 300,000 40,000 1,300,000 0 400,000 4,600,000 1,600,000 450,000 60,000 10,000 300,000	28,440,000 16,000,000 0 2,200,000 200,000 730,000 150,000 700,000 200,000 40,000 1,300,000 0 400,000 4,300,000 1,500,000 450,000 60,000 10,000 200,000	1,650,000 0 100,000 0 200,000 0 0 100,000 0 0 0 0 300,000 100,000 0 0 0 0 100,000	26,830,037 14,310,000 641,000 1,994,000 168,000 823,000 126,000 599,000 252,000 34,000 1,136,037 0 336,000 4,093,000 620,000 369,000 50,000 8,000 252,000	4,259,963 1,690,000 109,000 306,000 32,000 107,000 24,000 101,000 48,000 6,000 164,963 0 64,000 507,000 960,000 61,000 10,000 2,000 48,000
4 固 定 資 産 取 得 (什器備品購入支出)	300,000 300,000	300,000 300,000	0 0	300,000 300,000	0 0
5 特 定 預 金 支 出 (退職給与引当金支出) (青年行事積立預金支出) (会館取得積立預金支出)	2,000,000 0 2,000,000 0	2,000,000 0 2,000,000 0	0 0 0 0	2,000,000 0 2,000,000 0	0 0 0 0
6 繰 入 金 支 出	2,040,037	2,724,077	△684,040	0	2,040,037
7 予 備 費	8,083,852	12,870,855	△4,787,003	8,083,852	0
当期支出合計(C)	84,743,889	82,424,932	2,318,957	74,893,889	9,850,000
当期収支差額(A)-(C)	△19,533,852	△18,500,855	△1,032,997	△19,533,852	0
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	0	0

平成19年度税制改正要望書

税見法人会では、平成19年度の税制改正要望事項を次のとおり提出いたしました。

基本事項

地域社会からの構造改革についての提言

(説明)

2006年度の我が国の税収は45兆8千億円なのに予算支出は79兆7千億円もあり、その内社会保障費は20兆8千億円と負担が極めて大きい。このため税金の無駄遣いを止めさせると共に税制改正は必要なものになっている。また、その税制改正には現在の経済・社会を維持するのが前提となるが、今や日本は人口減少社会に転換し、この少子高齢化は年金支出増加と税収減少を招き、今後の財政収支悪化の最大課題である。人口減少問題は先進国でも起こりつつあり、移民受け入れには単純労働者は言うに及ばず、将来には技術者、技能者、看護師等の人的資源の獲得競争が重要になるものとも思われる。そこで、人的資源の受け入れには地域社会の果たす役割が肝心であるから、人脈が共通する法人会支部活動と関係が深い町内会に特に目を向けて、構造改革を考えてみよう。

地方交付税の削減と税源の地方移譲を同時に実施する三位一体改革は税制改正の柱であり、昨今地方分権の原点回帰が強く叫ばれるようになった。行政の基盤は町内会であり、地方分権の歴史的な原点は村落や町内会である。その後継に当たる町内会が活性化し、下から改革を推進しなければ本当の意味での地方分権とは言えず改革は進まないのではないだろうか。江戸時代までは村落、町内により敬愛・自治・相互扶助が行われていた。法的な制度化は明治22年に町内会連合会、町内会、町内会下部組織としての団が作られたことにより行われた。戦後後軍国体制への協力を問題視した占領軍により法的な意味での町内会は解散させられたが、今でも行政の末梢として住宅、環境、ゴミ問題、園藝開花、高齢者福祉、保健活動に重要な役割を果たしている。また、町内会の役員は法人会役員、青色中台会役員、警察友の会、民生委員などを兼ねていることが多く、地域社会の税務、防犯、防災、福祉のリーダーでもあって、無駄遣いを減らし財政支出を改善するためには、町内会での相互扶助や環境活動の行政未熟機能を再評価し再構築する必要がある。

前述の通り日本は現在人口減少社会へと転換している。このままでは2050年に1億人を切り、2100年には6400万人へと半減するものと推計されている。このことは経済・社会維持を揺るがし、税収減少問題にも結び付く。しかし、少子高齢化による財政収支悪化の防止の切り札として期待される移民は、地域社会の万全の受入体制がなければ受け増追加などの混乱を招くだろう。外国人を計画的に移民として受け入れるためには、町内会の高齢者による受入体制を充分整備して対応しなければならぬ。結局、地域の受入体制は地域社会の世役である町内会の長老の高齢者に依存することになる。移民による人口増加は不動産業、運輸業や小売業を活性化し、若年労働者、優秀な技術者や技能者の不足に悩む中小企業を助けるだろう。

また、この移民受け入れで行政の手助けになる世役の高齢者は、公務員の人員費の減少に貢献するのと、同等の仕事をする公務員の半額程度の有償ボランティアとすべきではないだろうか。それは地元のお店や企業が通用する「地域通貨」で支払われるのが最も望ましい。地域の経済・社会を活性化し自らの年金や社会保障費を節約出来ることから、職務遂行の意欲も高いと考える。そして、地域活動の活性化の程度により地域財政のコスト削減になれば、その地域の現金は安くなり年金額が増えるということが生じる。

これからは、地域社会の組織とその構成員や地域社会毎の評価について試行を重ね多様な評価基準を議論すべきであろう。地球社会全体の努力による成功報酬によって、努力しない地域社会が減税や年金額で報われ、努力をしない地域社会が減税や年金給付の低下になるなど、公正な税制や社会体制を強く望む。

キャリア制度の見直し

(説明)

税制改正には充分な時間を掛け、法人会や税理士会の意見を聞いて十分に協議した後で決めるのが民主主義の原則である。しかし、財務省はこの原則を無視してこの度税制改正を行った。つまり、今回の同業社役員給与所得控除額金不算入は昨年末財務省から提案されて改正され、税制は国民が決めるものなのに財務省の官僚が決めるのだと言っている様なものだ。本邦財務省の官僚の仕事は国会の決定した税法を執行することである。しかし、現在の増徴化された税法の作成には極めて高い専門知識が求められる。だから、財務省の官僚は税法の立案から法案の作成まで深く関わることになる。そこで、官僚は国民の求める税制から遊離した考えを持ち、そして民主主義を破壊し兼ねない。法人会創設の大義は、税制は国民の税務署長によって決められるという民主主義の理念を実現することにある。民主主義の理念を実現するためには、現在のキャリア制度の見直し不可欠と考え、以下の提案を提出して頂く。

キャリア(有資格者)とは国家公務員採用試験の上級または1種に合格して中央省庁に採用された人達である。国税庁の職員は5万5583人(2001年4月現在)。そのうち、財務省採用キャリアは55人、国税庁採用キャリアが236人である。ほぼ全員が本省庁クラスまで昇進し高級官僚になるものもいる。1980年代までは、27~28歳で地方の税務署長に決められるという民主主義の理念を「現場を知らぬバカ殿」等の批判も受け、現在では原則として税務署長になるのは35歳以後に方針が変更された。

これに対し、ノンキャリアには国税庁、国税局の基幹職員として採用された上級または2種国家公務員採用試験採用者、大学卒業の職員を対象とした国税専門官試験採用者(専科)、高校卒業の職員を対象とした初級試験採用者(普通科)がある。もちろん、キャリアの採用試験は日本でも難関といわれる試験であるが、国税専門官試験、初級試験もかなり難度は高く、その能力は一般的な水準でいえばかなり高い。また、財務省の官僚は最大の法学部出身者が多くて現場の経験は足りない。そのため、現場での視点で税制を構築することに疑問があり、現場経験の豊富な人達を官僚にするパイプの構築が望まれる。

また、現在、道州制の議論では道や州に財政運営の権限や立法権を与える案も検討されている。そのように権限が移譲されれば、キャリアは道や州にも置かれることになり、その数は増える。また、近年、司法試験改革、会計士試験改革が行われ、司法試験、会計士試験は以前ほど難関ではなくなった。法科大学院、会計大学院が創設されたことによる改革だった。

今後、キャリアの多くが、法科大学院、会計大学院出身で、司法試験、会計士試験合格者から選ばれることが予想される。しかし、インターン法科大学院には未だに法科大学院、会計大学院は創設されておらず、働きながら司法試験、会計士試験に合格することは事実上出来ない。また、近年、税理士制度が問題になっている。パソコン等の普及により記帳は手作業でなくなり、法的判断がより重視されるようになった。更に、税理士の弁護士補佐人も創設された。これは大学例にその研修を委ねたもので、過半数であり希望者は限られ人気があるとは言えない。将来的には税理士が納税者の近辺代理人となるのが望ましいが、現状では難しい。また、会計参加制度で税務署に一定期間勤務していると試験が免除になるため、税理士資格希望の税務署職員は多いと思われ、実際に税理士の半分は税務署の口目である。

このため、インターネット大学院に法科大学院、会計大学院を創設し、働きながら司法試験、会計士試験に合格し易くなる制度は税務署職員と納税者の双方に有益と考える。そして、このように働きながら司法試験、会計士試験に合格した者を評価する制度を考えたい。(税務行政は国民の側に立つべきで、民主国家の税務署員といえる。日本のノルマに追われる課税徴収実績での昇進は、納税者側からは賞賛が多い。アメリカの内閣入庁では、第一線の職員の勤務状況に課税徴収実績を利用することを禁じている。)このような試験合格者の中から現場経験豊かな人格のすぐれた人達をキャリアとすることを提案したい。現行のエリート教育を受けた官僚も必要はないとは言えないので、その数を三分の一

程度に縮小し、財務簿の現場経験豊かな者から三分の一を選び、さらに民間からも三分の一を選抜するのが良いのではないかと。このようにキャリアの選抜を改革すれば、現場において必要な人間形成をした人間を財務者のリーダーとすることでできる。

受験勉強に優秀な者でも思いやりや配慮に欠けることも起きるし、それで今回の様な民族社会役員給与所得控除の損金不算入という租税三原則（簡素、公平、中立）を無視した悪法が出来たのであろう。また、現場経験豊かな財務職員は法人会や民間と接点が多く、中小企業の実情にも明るい。このような人選を賞賛とすることができれば、法人会会員の中小企業にも大きな支援になるのではないだろうか。

特別会計と監査の改革

(説明)

特別会計とは国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる、独立した財源的な組織体のことを言う。一般会計における単一予算主義の原則（すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則）に対して例外となっている。各特別会計毎に予算を持ち、特別な事業について一般会計から独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。

多くの特別会計は独立採算制度となっているが、歳入について一般会計からの繰り入れなどがあり、特別会計が一般会計から完全に独立していない。また、特別会計の財務内容を開示するものとして、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公会計部において、全ての特別会計を対象とした「新たな特別会計財務簿の作成基準」がまとめられ、特別会計の財務内容に関するディスクロージャーの充実が図られている。しかし特別会計の問題点としては、特別会計が多岐設置され、予算全体の仕組みを複雑で分かり難くし、財政の一貫性が害害され、会計が分ちますることで予算全体としての効率性が損なわれかねないなどという問題がある。予算の議論が概して一般会計中心に行われ、特別会計について議論されることが少なく、歳入の効率化が図られていない。一般会計からの繰り入れや借入のために、事業収支における受益と負担の関係が不明確になり、適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっている。また、特別会計が各自治体の取得株式の過剰化している。国の厳しい財政事情の下で、財政資金の有効な活用を図る検討が必要である。予算や決算の透明に際しては一般会計の説明に備ることなく、特別会計についても国民に対して分かり易く工夫し、説明責任の強化を図る必要がある。特別会計には固有の財産の有無に問わず歳入の合理化、効率化に向けて審美な見直しを進めるべきだ。

上記、提言を実現するために、公的な監査を強化する必要があると考える。現在、会計検査院が公的な監査機関として役割があるが、「他省庁への連携、覚書ねばりけが目立つ」などの批判がある。会計検査院の調査官が「官官接待」を受けたり、内部告発の内容を対象組織に漏らしたとして告発者から抗議されるなどの事件が起きている。会計検査院の独立性を確立するために、改革して中立性を保ち客観的かつ専門的な立場で検査する重要な機関として位置づけよう。また、外部監査も必要に応じて行うべきであるが、別に会計検査院自体の検査も外部監査する二重監査を提案したい。

また、徹底したバランスシート監査を実現し、時価主義に基づく貸借対照表を中心とした公会計の確立を求める。ネット上で、国及び地方公共団体は入札や物品の仕入れ値等を公開し、各専門分野の有知識者がチェックできるようにすることを提案したい。更に、関連する地域社会にもネットで情報を開示し、地域社会から常に監視できる体制を確立したい。会計士、弁護士、各専門分野の専門家と地域社会のボランティアの融合による監査が、最良の公的監査になると考える。

個別事項

法人税における欠損金の繰り戻しの再考

(説明)

欠損金の繰り戻しも繰り入れ同様に7年とし再考を望む。

法人税における欠損金の繰り戻しの再考

(説明)

欠損金の繰り戻しも繰り入れ同様に7年とし再考を望む。

退職給付引当金制度の復活

(説明)

2007年から団塊世代の退職が始まる。多くの中小企業は退職企業年金や中退共に必要な積立金を準備出来ていない。このため退職金を支払うことが出来ずに退職金倒産の危機にある企業も多い。退職金は就業規則、退職金規定、で定められている金額までは積立されており、会社の従業員に対する確定債務と考えられる。退職給付引当金を就業規則、退職金規定で定める積立給付までは認めてもらいたい。

相続税における物納の見直し

(説明)

近年土地による物納が多いが、これは当該不動産の公示地価の価格が適正ではないことによる。土地については、納税者の自由な選択で物納する土地を選択できるように制度を変更すること。

相続税においても時価評価を原則とすること

(説明)

相続税法においても、所得税法や法人税法と同様に相続株式の時価評価を原則とし、財産評価基本通達は補充的に適用すること。

自社の売買による譲渡益は、すべて譲渡所得として「みなし配当課税」を廃止すること

(説明)

退職オーナー経営者が自己株式を自社に譲渡した場合にも、相続時と同様に「みなし配当課税」を廃止して全額を譲渡所得とすること。

収益還元価値による株式の評価を認めること

(説明)

非上場株式についての相続税法も、法人税法や所得税法と同様に時価評価を原則とし、収益還元価値による評価が妥当と考える。

取引相手の無い株式の物納要件の緩和(譲渡制限株式も適格とすること)と投資育成会社等を活用した株式評価の採用

(説明)

健全な中小企業の発展と事業継承の為に投資育成会社(機関)への譲渡制限であれば、投資育成会社の評価価格によって譲渡制限株式にも物納を認めること。

同族会社役員給与所得控除損金不算入の廃止

(説明)

課税3原則から逸脱し、廃止が望ましい。

パススルー税制(LLC, LLP, 事業組合、小規模会社で任意選択が検討されている税制)の確立

(説明)

法人所得を法人課税が株主個人(パススルー)課税かを任意選択出来ることを希望する。

“LLC”会社法における合同会社について

(説明)

LLC(合同会社)においては、法人課税かパススルー個人課税かを選択出来る。法人の所得、利得、損失、及び控除の各項目を合同会社構成員各個人に割り当てる(パススルー)申告課税を準備し、税務当局と納税者のトラブルを減少させる改正が望まれる。

理事会報告

4月18日(火)

法人会会議室において、鶴見税務署より幹部4名の方にご出席いただき当会理事28名が出席し開催された。

今回の理事会は、第36回通常総会に上程する議案の審議をおこない承認された。



本田会長



岡本鶴見税務署長

事業委員会

第1回 パソコン教室

5月8日(月)・11日(木)・15日(月)・22日(月)

今年度第1回目のパソコン教室「Excelマスターコース講座(全4回)」を開催しました。本コースは「写真入りカタログ」「販売推移グラフ」等の実用サンプルを作成しながらExcelの機能を勉強する講座でした。



事業レポート

源泉部会

第24回源泉所得税研修会(開講式)

5月10日(水)

5月から全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月10日(水)は受講者15名が出席し、佐藤鶴見税務署副署長・佐藤法人課税第2部門統括官をお迎えし、宇田源泉部会長が出席して開講式がおこなわれた。これ以降のテーマ毎の聴講についても、皆様のお申込をお待ちしております。



青年部会

第27回 通常総会

5月11日(木)

鶴見パールホテルにおいて、第27回通常総会を開催した。佐久間部会長より「昨年度に続き『活力』をテーマに今年度も部会を発展させたい。」とのあいさつに続き、第一号議案より第五号議案が承認された。来賓の岡本勝秀鶴見税務署長、本田会長より祝辞をいただき、すべて滞りなく総会は終了した。



厚生委員会

一日人間ドック・生活習慣病検診

6月2日(金)・3日(土)・5日(月)・6日(火)

鶴見会館で腫瘍マーカー検査・超音波検査等の生活習慣病検診を4日間に亘り実施した。12月にも実施を

予定していますので、社員皆様の健康管理にご利用ください。



女性部会

森永製菓(株) 鶴見工場見学

6月2日(金)

40年間鶴見に携わる生活をしておりますが、今回初めて森永工場見学を体験することが出来ました。少し早めに着いたので、先に替懐かしい『キョロちゃんグッズ』を見させて頂きました。

そして本番です。分かりやすい会社概要から始まり「ピポピポ」のエンゼルマークが時代とともに何度か変わっていた事、日本全国にある森永工場で作られている個々の製品名を説明していただきました。ここ鶴見工場では「小枝・ダース・ココア」が主流とのことです。紙の帽子をかぶり、マスクを持って見学開始です。まずは何よりも工場内が清潔であることに感心をしてしまいました。もちろん私たちもエアーで埃を落とし、手を洗浄してからの上場です。そしてチョコレートペーストの大半が鶴見工場で作られていることを知り、風に乗って「ココア」イコール「森永」のにおいが流れてくるのは無理からぬことを実感しました。子供の頃よく食べていたチョコレートの懐かしいパッケージを見て一瞬そのころに戻ることが出来ました。

“おいしく、たのしく、すこやかに”を大切にしている森永製品、そこで働いている人たちの清潔な暖かい気持ちが伝わってくる工場見学でした。



事業委員会

社長さんのための経営講座

6月7日(水)

「新会社法で会社経営はどう変わるか」の演題で、中小企業診断士 河合史門先生を講師にお迎えし、57名が出席して経営講座を開催した。「新会社法」で会社経営はどのように変わるかを実例を挙げての講演内容でとても有意義な内容でした。



東寺尾寺谷・東寺尾・馬場上の宮支部

合同会員研修会(第4ブロック)

6月9日(金)

初めてのブロック別研修会を会員28名が参加し、馬場南部自治会館にて開催した。

鶴見税務署より大森法人課税第一部門統括国税調査官、大森法人課税第一部門上席国税調査官をお迎えし「e-Tax」「平成18年度税制改正」についての研修会をおこなった。



二つ池伝説

二つ池の所在地は、現在、獅子ヶ谷と駒岡に分かれていることは御存知でしょうか。昔から二つ池には竜の伝説が語り継がれていますが、とても興味深いことに、獅子ヶ谷村と駒岡村、それぞれまったく異なる言い伝えが存在します。今回はそれぞれの村に伝わる伝説を紹介しましょう。

<獅子ヶ谷村>

昔、この池には竜神が住んでおり、1年に一人村からいけにえを捧げなければ、竜が暴れて村が全滅すると言われていたそうです。

ある年女性がいけにえに選ばれましたが、この女性と将来の約束をしていた熊使いの男性が、熊を使い竜を退治しました。その竜の死体が堤となって、大きな池が二つに分かれたと言いつたされています。

<駒岡村>

その昔、常に豊かな湧き水が田んぼを潤し、魚

もいっぱい取れる池がありました。

ある日、雷鳴と豪雨とともにひとかたまりの黒雲が落ち、それからというもの魚がぼったりと取れなくなってしまいました。そして5年が過ぎ、あの日のような雷鳴が降り響いたかと思うと、黒雲と緑色の塊が池から空に向かって昇ろうとしました。しかし、その塊はものすごい音とともに再び池に落下してしまいました。

数年たったある日村人が見に行くと、大きな池が竜によって二つに分かれていたそうです。魚を食べ過ぎた竜が空に戻れずに落ちてしまったのではないかとされているそうです。

現在でも池は湧き水で満たされており、バス釣りを楽しむ人などでにぎわっていますが、この池は分かれているそれぞれに所有者(個人)が入ってはいけません。



平成18年度税制改正 その2

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入(法人税法第三十五条)

◎実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制度制限について

役員給与の支給による個人形態と法人形態との税負担格差を是正するため、同族会社の業務を主宰する役員及び業務主宰役員関連者が発行済株式等(自己株式を除く)の総数の100分の90以上の数の株式を有している場合などで、なおかつ、常務に従事する役員を過半数を占める場合等には、特殊支配同族会社と称し、当該業務を主宰する役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入されないこととなりました。この改正は平成18年4月1日以降に開始する事業年度について適用されます。なお、特殊支配同族会社の所得金額と業務主宰役員の給与の合計額に応じて除外規定があります。

■概要を図解すると以下のとおりです

同族会社の業務を主宰する役員(オーナー役員)及び業務主宰役員関連者(注1)が発行済株式または出資(自己株式を除く)の総数または総額の90%以上を所有している等一定の事実(注2)がある

いいえ

この改正の適用はありません

はい

オーナー役員及び業務主宰役員関連者が常務従事役員を過半数を占めている

いいえ

はい

特殊支配同族会社になります

ただし

会社の所得金額とオーナー役員の給与の合計額が直前3年間平均で800万円以下である

はい

その事業年度は、この改正が適用されません

いいえ

会社の所得金額とオーナー役員の給与の合計額が直前3年間平均800万円超3,000万円以下で、なおかつ

はい

直前3年間のオーナー役員の給与
直前3年間の会社の所得金額+直前3年間のオーナー役員の給与 $\leq 50\%$ である

いいえ

オーナー役員の給与のうち給与所得控除に相当する金額が会社の所得に加算されます

(注1) 業務主宰役員関連者とは、

- 一 業務主宰役員の親族
- 二 業務主宰役員と内縁関係にある者
- 三 業務主宰役員の使用人
- 四 業務主宰役員から受ける金銭等で生計を維持している者
- 五 一から四に掲げるものと生計を一にする親族
- 六 業務主宰役員と一から五までの者が支配している同族会社
- 七 業務主宰役員と一から六まで及び八の者が支配している同族会社
- 八 業務主宰役員と一から七までの者が支配している同族会社

(注2) 一定の事実とは、

1. 次の議決権のいずれがにつき、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者が、90%以上を有している場合
 - ① 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
 - ② 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権
 - ③ 役員報酬、賞その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
 - ④ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
 2. 合名、合資、合同会社の場合は、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者が、同族会社の株主等の総数の90%以上を占めている場合
- ※業務主宰役員または業務主宰役員関連者と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には業務主宰役員または業務主宰役員関連者が有する議決権の数となります。



支部紹介

潮田中支部



植原信吉 支部長

支部の現況

鶴見区潮田中支部は沖縄県出身者が多く鶴見でも全国的に知名度の高い地区の一つです。起業精神が強く法人の新陳代謝も活発で高い加入率を維持しています。

常にコミュニケーションをとる事により会員相互の親睦を図っています。

今後の活動

会員の皆様が参加しやすい「バス研修会」「懇親会」等を幹事会（年4回）で企画し情報交換が出来る環境作りにかけています。



潮田中支部
潮田、汐入3丁目、仲通2.3丁目、浜町、向井町

市場南支部



三輪守 支部長

支部の現況

従来、会費の集金・会報配布時に情報交換や新規会員紹介等を取る事が出来ましたが、現在は会員数も伸び悩み状況です。

今後の活動

会員が興味を持つような行事を企画する事により地域に活性化をと考えています。

具体的には七月に「納涼屋形船」の開催を予定しています。今後は少しずつ二代目を含めて若手経営者が参加しやすくなるように幹事会（年2回）でもアイデアを絞って行きたいと思っています。



市場南支部
平安、菅沢、栄町通り、市場富士見町、市場大和町

有限会社 土屋米穀

瀬田中支部

横浜市鶴見区仲通3-77-6
TEL.501-3404 FAX.505-2486
店主 土屋 弘毅

瀬田地区は、沖縄県人会館を中心に沖縄テイストのあふれる、特色ある町です。

モットーは、地域に根ざし「信用」「品質」「鮮度」を大切に、スーパー量販店と一味違う店を目指しています。

当店は自慢の「祝赤飯」「餅」の注文販売を行っています。どうぞご利用下さい。

より一層の充実を目指してスタッフ一同これからも一生懸命ケアさせていただきます。



有限会社 睦寿司

市場南支部

横浜市鶴見区市場富士見町5-4
TEL.501-6230 FAX.505-1230
代表 大野 武彦

創業以来70年「活もの」「地もの」を中心とした伝統のネタ造りを守って参りました。玉子焼、ちらし種など全て自家製・手作りです。

是非、本物の味を御賞味頂きたいと思えます。永年、お客様に支えられて参りました。

これからも力を抜かず「おもてなしの心」で頑張ってまいります。

御法事、御会合(40名様迄)、仕出し料理も是非、御利用下さい。



みなさんからの 投稿写真

広報委員会からのお知らせ

私達広報委員会のメンバーは、事業計画に基づき、会員の皆様により読みやすく、より見やすくをモットーに鶴見法人会の広報誌「ホットライン」の編集を行っています。

広報誌「ホットライン」は、総会・事業活動の予定や報告、税に関する事項、新入・既存会員のご紹介、経営などに役立つ事項などを中心に、毎月奇数月に年間6回の発行でおこなっております。毎月奇数月に当月分広報誌の発行後、次号の企画と記事や原稿の割り当てを行い、翌月の偶数月に3回校正を行うサイクルを繰り返します。したがって広報委員会の活動は毎月になります。活動に関しては、鶴見税務署、各支部、各委員会、女性部会、青年部会、朝日オフセット印刷（株）ほか関係する方々や会員の皆様のご協力のもと成り立っております。

次号より始める新しい企画の「投稿写真コーナー」は、会員皆様からの投稿写真を掲載するコーナーです。9月号から始めるにあたり広報委員会一同、皆様へ

投稿写真のご協力をお願いいたします。初回テーマは、今年の干支に因み「愛犬」にいたします。皆様からの写真を心よりお待ちしております。

また、今後も会員の皆様に報しまれる広報誌「ホットライン」に出来るよう、研鑽を積み重ねてまいりますので宜しくお願いいたします。

なお、より良い広報誌「ホットライン」を作り上げていくには、皆様からいただく貴重なご意見やご要望は、欠かすことの出来ないものと考えております。是非ともご意見やご要望を漏りたく、事務局宛お気軽にお寄せいただければ幸いです。

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央4丁目36-1

TEL.045-521-2531 (代)

FAX.045-503-2051

※ご送付は、法人会事務局までお願いいたします。なお、皆様から投稿していただいた写真は原則として返却できませんのでご了承願います。



新入会員紹介

平成18年4月～平成18年5月

浦田支部

サンライズオイルサービス(株)

代表者:上野 晋
安善町2-4
TEL.510-0216

通関業

紹介者:甲出

横浜及び東京税関の通関業免許を有し、通関その他一貫業務を行っております。

浦田支部

東芝シーターピンコンポーネンツ(株)

代表者:渡部 和男
末広町1-9
TEL.510-6935
タービン部品製造
紹介者:中田運輸(株)

市場町支部

(株)昭和羽毛

代表者:松田 一彦
栄町通2-20-26
TEL.500-0210
寝具販売
紹介者:(株)ベストパートナー

豊見中央支部

(有)ゆめファーム

代表者:澤崎 洋子
鶴見中央1-2-78 GSプラザ703
TEL.521-1513
牛肉生産販売
紹介者:AUI保険会社

豊見中央支部

(株)アカリ

代表者:斉藤 龍
鶴見中央1-21-11-702
TEL.501-7673
電気工事業
紹介者:大同生命保険(株)

豊見中央支部

(有)加藤工業

代表者:加藤 康
鶴見中央3-16-8
TEL.501-6965
配管業
紹介者:大同生命保険(株)

豊見中央支部

(株)電子産

代表者:堀内 重則
鶴見中央5-11-8
TEL.503-1361
電機通信機器販売
紹介者:大同生命保険(株)

生野支部

(有)本宮内海塗装店

代表者:内海 忠義
生野4-26-16
TEL.521-2700
建築塗装
紹介者:甲出

岸付支部

(有)祥

代表者:山崎 利春
岸付1-25-10
TEL.520-3311
通所介護
紹介者:事務局

東寺尾支部

(有)三協トランク製作所

代表者:吉田 忠義
東寺尾1-1-6
TEL.571-2111
アルミトランク製造業
紹介者:滋野草原税関支事務所

市場上の支部

(株)羅漢道路サービス

代表者:風間 博臣
馬場5-21-38
TEL.571-2262
道路清掃業
紹介者:大同生命保険(株)

市場上の支部

(有)システムライフ

代表者:岩永 泰彦
上の宮1-3-6-601
TEL.573-1961
システム開発
紹介者:AUI保険会社

下末古支部

(有)濃電設

代表者:濃 登
下末古2-11-2
TEL.571-3583
電気工事
紹介者:瀧田電材(株)

上末古支部

(有)スマイル商事

代表者:松尾 英理子
横山2-7-5
TEL.582-3723
新車販売・钣金塗装
紹介者:(株)フミヤマ
全メーカー新車販売・車検・钣金塗装・ガラス交換・タイヤ販売・車に関する全て

鶴岡支部

(有)白木研工

代表者:白木 秀幸
駒岡2-15-4-703
TEL.575-9650
左官工事業
紹介者:AUI保険会社

羽田支部

(有)ロジスティクスナカムラ

代表者:中村 清隆
矢高2-7-6
TEL.571-3570
一般貨物・アクリル加工販売
紹介者:甲出
プラスチック資材の販売を繰り返り行う会社で社員全員が精神健康よく毎日働いています。

矢野支部

(有)大野機工

代表者:大野 俊明
江ヶ崎町5-22
TEL.583-2354
機械加工
紹介者:大同生命保険(株)

矢野支部

(株)ゼネラルエンジニアリング

代表者:伊達 智宏
矢高3-5-4-504
TEL.584-0383
土木設計・測量
紹介者:丸井工業(株)

市場町支部

(株)小立製作所

代表者:渡辺 一成
市場下町7-3
TEL.501-5188
機械加工業
紹介者:大同生命保険(株)

税務無料相談

第1・第3水曜日

相談日 7/5(水)・19(水)・8/2(水)・16(水)

時間 午後1時

場所 税理士会事務局(青色申告会館)

法律無料相談

第1・第3月曜日

相談日 7/3(月)

時間 午後1時

場所 横浜商工会議所鶴見支部

☆税務相談・法律相談される方は事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の輪送、無担保・無保証人・低利の公的融資の輪送は随時行っておりますので、ご利用ください。

coming soon!

これからの主な催し

お楽しみの催しや、役に立つ研修会にぜひご出席ください!

女性部会「パソコン教室」

女性部会

7月11日(火)・13日(木)・18日(火)・20日(木)

場所：法人会会議室

時間：午前10時～12時

全4日間コースにて「パソコンクラフト工房」のテキストを使用し、アルバム、ブックカバー、写真入名刺、卓上カバー等を作成する講座です。

ファミリー研修会

厚生委員会

7月24日(月)

今年も「東京ディズニーランド」で開催します。

集合場所：金光教前(石井スポーツ前)

集合時間：午前7時30分(時間厳守)

定員：先着100名(バス2台分)

先着順ですので、事務局までお早めにお申込ください。

地域社会貢献活動 「丹沢山ヤビツ峠下草刈り」 ボランティア募集

総務財政委員会

7月29日(土)

(社)神奈川県法人会連合会が主催し、ヤビツ峠「法人会の森林」の下草刈りをおこないます。ご参加はいかがでしょうか!詳細は事務局まで。

会員懇談会

鶴見中央支部

8月3日(木)

場所：ホテルパークレーン

時間：午後6時～

鶴見中央支部では、鶴見神社宮司を講師にお迎えして講演会をおこないます。多数のご参加をお待ちしております。

「鶴見川いかだフェスティバル」

青年部会

8月20日(日)

場所：佃野公園

時間：午後1時～

「わんぱく広場」「チャリティバザー」「税金クイズ」等色々な催し物が皆様をお待ちしております。

す。なお、当日は雨天の場合は27日(日)におこなわれます。

第2回社長さんのための経営講座

事業委員会

9月7日(木)

受付：午後6時

開会：午後6時30分

場所：鶴見会館 末広の間

会費：無料

今回は、会員のプリンス電機(株) 寺嶋之朗氏を講師にお迎えし開催します。詳細については、案内チラシを参照願います。

源泉所得税研修会(第3講)

源泉部会

9月13日(木)

今回のテーマは「報酬の料金・退職金に対する源泉徴収」です。また、聴講したいテーマのみの聴講も出来ますので事務局まで申込ください。

役員支部幹事合同研修会

組織委員会

9月15日(金)

場所：キャメロットジャパン

時間：午後5時30分

年1回の税務署担当官と当会役員、支部幹事の方々が一同に会し、会員増強月間の始まる日です。

支部幹事の方々、ぜひ、ご出席をお願い申し上げます。

中級パソコン教室 Word「マスターコース講座」

事業委員会

9月14日(木)・15日(金)・

21日(木)・22日(金)

場所：法人会会議室

時間：午後1時

今年最後の講座です。前回同様、全4日間開催されます。

内藤労務管理事務所


〈併設〉 労働保険事務組合 神奈川労務管理協会
(厚生労働大臣認可団体)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル402号
TEL.045-501-1551 FAX.045-501-7564

業務内容

労務管理相談（採用から退職まで）
労災保険、雇用保険に関する事務の一切
健康保険・厚生年金に関する事務の一切

- ◆事務のすべてを代行しますので事業主の負担が軽減されます。
- ◆事業主、家族従事者、建設業の自営業者も労災保険に加入できます。
- ◆官公庁への報告、出頭、届出、調査を代行します。
- ◆人事、給与の秘密が保てます。
- ◆給与計算事務もおこなっています。

家計に・地球にやさしい生活を、そろそろはじめてみませんか！
我が家は太陽光発電所 

住宅用太陽光発電のことなら

地球にやさしく
省エネルギー

我が家で発電
経済的

オール電化との
相性はばっちり



かしこい
先進の機能

横浜市も費用を
バックアップ

安心の10年
フルサポート

お気軽にご相談ください！

話題のオール電化も取り扱い中！



エコキュート



Hackingヒーター



電気式床暖房

磯田電材(株) 太陽光事業部

TEL 045 (521) 6066

横浜市鶴見区平安町1丁目51番地9

<http://www.isoda-denzai.co.jp/>

鶴見区「鶴見川いかだフェスティバル」 青年部会主催「チャリティーバザー」 開催とバザー品で寄贈のお願い

つるみのよい子のみんなのため、8月20日(日) (雨天8月27日) 鶴見川いかだフェスティバル「佃野公園」会場にて鶴見法人会「わんぱく広場」を開設し、同時にチャリティーバザーを開催します。是非、法人会会員の皆様からのご寄贈をお願いいたします。

1. 希望する品物：衣料品、雑貨、食品（生物不可、未開封で賞味期限内の物）
2. 締 切 日：8月4日(金)までにお願ひできれば幸いです。
3. 搬 入 先：(社) 鶴見法人会事務局
TEL.521-2531 FAX.503-2051

★ 品物は事務局へお持ちいたたくか、ご連絡をくたされは頂戴に伺います。
★ 収益金は毎年、鶴見社会福祉協議会に寄贈しております。(昨年実績：10万円)

